










議会事務局			編さん番号			
起案	平成 19 年 1 月 29 日	施行	平成 年 月 日			
決裁	平成 19 年 2 月 12 日	完結	平成 年 月 日			
分類番号	002-007	保存年限	永年			
番号	川 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）				
公開・非公開の区分	部分公開	個人情報	無			
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）					
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）					
件名	議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記） （第16回議会改革小委員会）					
伺い文	別添のとおり報告いたします。					
決 裁 欄	議 長 	委 員 長 	局 長  局次長 	課 長  課長補佐 	主 査  主任 	起案者 川野 道広  議事係 電話 2266
合 議					公印承認	
					文書主任	
決裁後供覧	意見又は処理方針					

(別紙)

1 件名 議会運営委員会小委員会会議録 (要点筆記)

(第16回 議会改革小委員会)

2 日時 平成19年 1月29日 (月) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 2時45分

3 場所 市議会第1委員会室

4 議題 議会運営に関する検討事項について

5 出席者 榎本委員長、菅副委員長、大関、岩澤、松本 (佳)、金子の各委員

6 欠席者 市原議員

7 事務局 森田局次長、安田課長、渡辺補佐、齋島補佐、金子主査、川野主任、川瀬主任

榎本委員長

本日は、お忙しい中ご参集賜りありがとうございます。

開 会 午後 1時00分

榎本委員長

それではただ今から、第16回「議会改革小委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は半数以上であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「政務調査費に関すること」について検討して参りたいと存じます。

前回の小委員会におきまして、政務調査費の使途運用基準（案）につきましては、概ねご了解をいただいたところでございますが、持ち帰り検討となりました項目がございましたので、1件ずつ、検討して参りたいと存じます。

まず、■■■■さんの4、■■■■さんの1「日当の取り扱いについて」いかがでしょうか。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

日当の取り扱いについては前回も申し上げたが、川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第7条を準用すると職員と同じになってしまう。条例第5条を準用すると距離の縛りがなくなる。議員の日当の中に、距離の縛りを入れるのはどうかと思う。時間的拘束は変わらない。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

条例第5条を準用し、議員についてはどこに行っても日当を出すことで結構である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

今の意見と同じである。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

日当を出すということで結構である。

榎本委員長

それでは、日当を出すということでよろしいでしょうか。

— 各会派了承 —

榎本委員長

次に、政務調査報告書（個表）等については、お手元に配付しております資料のとおりでよろしいでしょうか。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

個表については、これで異存はない。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

フォーマットとしてはこれでいい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

これで結構である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

これで結構である。

榎本委員長

それでは個表については、これに決定させていただきます。

森田局次長

前日も申し上げたが、当初は領収書を添付できない支出の報告について別表2で報告していただくこととしていたが、個表を提出していただくこととなったため、個表で対応可能となり、二度手間となる別表2については必要ないのではないかと申し上げた。この点についても決定していただきたい。

榎本委員長

ただいまの点につきまして、いかがでしょうか。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

なしでいい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

なしでいい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

なしでいい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

なしでいい。

榎本委員長

それでは、領収書が添付できない支出の報告についても個表で対応し、別表2はなくすということに決定いたします。

領収書の話が出ましたので、領収書の添付について一定額以上とするのか、全てについて添付するののかという点について議論したいと思います。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

これについても前回話したが、現下の社会情勢からすると全てに添付するという流れであろうが、全て添付となると、領収書の整理等を含め膨大な事務量となる。

さいたま市が1件50,000円以上で行なっているが、これまで市民からの開示請求はないと聞いている。他にも、一定額以上の支出について領収書を添付するという方式で行なっている所もあると聞いている。

事務が煩雑になり、そのために人を雇うということでは本末転倒ではないかとの思いもある。

一定額以上の支出について添付するという方向で、その可能性を探りたい。近隣の状況はどうなのか。

森田局次長

近隣の状況としては、さいたま市と足立区が1件50,000円以上の支出について添付するとしている。

最近の状況として、領収書の添付を義務付ける市・区は増えている。

足立区の政務調査費は月額いくらなのか。

森田局次長

月額160,000円である。

現状、領収書の添付があるかないかというところで、請求が来ていると思うが、一定額以上に添付するとした場合、それ未満の部分について聞いてくるということはあるのか。

森田局次長

現在のところ、そのような請求があったとは聞いていない。しかし、一定額未満の部分についての不透明感はぬぐえないものと思える。

現状では、全てにちゃんと領収書が添付されているかという点が最大の関心事であるが、全てに添付するとなると、議員も事務局も負担が増えるのは事実である。この場で十分検討していただきたい。

議会全体に関わる問題である。この場でもう少し話をしたい。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

団でも議論したが、全額添付する、10,000円以上の支出に添付する、5,000円以上の支出に添付すると、3つの意見に分かれている。

いずれにしても、条例を作ってやるというのは素晴らしいことである。

試行期間を設けることも考え合わせると、一度10,000円なり、5,000円なり、一定額を決めてやってみてはどうか。

個人的には、10,000円位が妥当ではないかと思っている。

(午後 1時14分 ■)

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

金額の大小にかかわらず添付すべきというのが基本的な姿勢である。

しかし、ここまで議論してきて、これでまとまらないということになってしまうことは避ける必要があることから、暫定的に一定額以上について添付するという方

法も考えられない訳ではないが、逆に一定額を定めてしまうと、それ未満については、基準に反した支出をしているのではないかという風にとられかねない危険性もある。支出の性質によって、公開すべきではないと判断することはあり得るが、そのようなケースを金額ではかることはできない。

しかし、まとまるのであれば歩み寄るという考えはあるが、そのことが二重のしっぺ返しになる可能性は否定できない。これまで全く添付していなかったものが、添付するようになれば透明性が出てくる。

いずれにしても、まとめたいという強い思いである。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 原則的には全ての支出について添付する方向で考えているが、まとまらないのであれば、一定の数字を決めてやるということもやむを得ない。

しかし、その場合であっても、全てを出したいという人についてまで規制することのないようにしていただきたい。それぞれの判断で選択できるようにしていただきたい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 意見を述べる前に申し上げたい。■■■■という大役でありながら、本日の会議に遅参したことを、まず、お詫び申し上げ、お許し願いたい。

ただいまの議題について、会派としてはまだまとまっていないが、金額の制限をせず出すという形になりつつある。しかし、最終的にはこの小委員会の総意に従っていききたい。

ただいまの、■■■■さんの提案は前向きで、良い方法だと思う。

榎本委員長

各会派のご意見を伺いましたが、これを受けて、再度ご意見を伺いたいと存じます。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 10,000円未満は不添付でも良いのではないかという考えであるが、不安もある。月額180,000円のうち、どのくらい領収書が添付されるのかという懸念である。あまりにも添付が少ない場合成り立たなくなってしまう。

本来は100パーセント添付が良いということは認識している。今、■■■■さんから提案があった選択制も1つの方法であるが、一方ですす人がいて、他方で出さない人がいると、そのことが批判にさらされるもととなる可能性がある。非常に悩ましい問題である。

今は報告書には不添付であるが、会派内では100パーセント出させており、できないという訳ではないが、事務局のチェックの手間や、会派支給であれば会派の経理責任者のチェックが必要となり、その事務量は膨大である。そのような観点で10,000円未満は不添付で良いのではないかという考えである。

■■■■ 我が会派の提案は、報告書の提出にあたっては全ての領収書を添付するが、公開については10,000円以上の支出についてというものである。

我が会派もこれまでの議論の中で思いを抑えてきた所もある。今の[]さんの意見を聞いて、ここまで議論してきて、全ての支出について添付するという方向でまとめてもらいたいという思いである。

やる人とやらない人が出るということではない方が良い。また、10,000円以上について公開とした場合、想像するに、事務局で報告書の10,000円未満の支出部分を黒塗りして出すという形になるだろうが、逆に苦勞が増えるということも言える。公表の仕方は別にしても、こっちはやって、こっちはやらないという形にはしない方が良い。意見集約できるよう、もう一步踏み込んでいただきたい。

公開を前提とすることは理解しており、これを恐れているということではないが、議員の身分保障という観点もある。領収書添付の導入とともに公開することが理想であるが、試行期間中は一定額を決めて、とりあえずやってみるという考え方である。

公開した場合見る人も様々で、批判的立場の人と、そうではない人という。ある程度議員の身分保障を考えると、提出は全ての支出について、ただし、公開は10,000円以上としたい。

事務局がチェックする際に、個人によって判断が異なる場合がある。

例えば、全てに添付して、公開については一定期間経過後とするなどの工夫をすれば乗れるのではないか。改選後、新しい議員も入ってくる。一定期間に指導を受けて、その後に公開することにするなど、工夫して何とかまとめたい。

様々な意見があるが、100円や1,000円まで神経を使ってやる必要があるのか。議員として信用してもらいたいという思いもある。月額180,000円で半期ごとに支給される金額は大変なものとなるし、その領収書たるや膨大なものとなる。報告書に添付しないというだけで、保管するのは当然のことで、管理の責任は議員にある。必要があれば細かい部分についても出すという考え方もあるのではないか。

全ての支出について添付するというのが流れなのかも知れないが、一定額を決めてやっているところがあるということは、そうするメリットがあるから、そうしているという考え方もできる。

この議論とは直接関係ないが、会派の議論の中で話題になったのは、領収書を紛失した場合どうするのか。領収書の宛名は、会派名か、議員個人名か、上様などでも良いのかなどが話題となった。

試行を行なっていくうちに、こういう点についても議論していくこととなるだろう。

榎本委員長

他にご意見はございますか。

原則的には添付し、公開はある程度フリーなところがあってもいいのではないかとこの流れになっているが、領収書の添付は全ての支出について、公開は一定額以上という形が、各会派の意見の一致を見い出せる点ではないのか。

森田局次長

ただいま話に出ている取扱いとなった場合、情報公開請求があった際は、一定額未満についてはマスキングして公開することとなるが、これに対して、不服申立てがなされた場合は審査会が設置され、その中でマスキングが不適切と判断された場合は公開せざるを得ないこととなる。

認識不足であった。そうであれば、添付するのも10,000円以上とするよう発言を訂正する。

榎本委員長

ただいま、種々ご意見を伺いましたが、現在二つの意見が出ております。全ての支出について領収書を添付するという意見と、10,000円以上の支出について領収書を添付し、10,000円未満は添付しないというものでありますが、私としては、10,000円以上の支出に添付し、10,000円未満は添付しないという形で折り合いをつけられればと考えておりますが、各会派のご意見はいかがでしょうか。

もう一度持ち帰り検討したい。会派また議員が持っているものを対象外とすることがいいのかとの思いがあるが、何とかまとめたいという思いもある。

まとめるために意見を集約する必要がある。自分のところは全て出すという状況を作り出してしまうことにもなりかねない。

再度、考えたい。

もう少し検討する。

再度、検討したい。

さいたま市で、50,000円以上とした根拠は何か調べる必要があるのではないのか。

川口市議会で10,000円以上とした場合、その根拠をどのように説明するかや、すべて10,000円未満で報告するケースが出る可能性があることなど、再度、検討したい。

榎本委員長

それでは、検討いただき、再度協議いたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。なお、次回の日程は2月5日、全員協議会終了後で考えておりますが、これを最終回としたいと思っております。ここで、最終的に決定し、各会派代表者会議、議会運営委員会に報告して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、交付の対象について、会派支給とするのか、個人支給とするのかについてでございます。使途運用基準が決定しても、試行期間中は条例を改正しないことから会派支給となりますが、ここでは基準上の交付対象をどうするかについて協議したいと存じます。

事務局から補足はありますか。

森田局次長

すぐに条例改正は行わないが、試行期間の運用については使途運用基準に基づき行なっていただきたい。

また、試行期間については、事務局にとっての試行期間でもあり、現在1年に1回報告をいただいているが、3か月に1回程度チェックを行いたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 試行期間中、数か月に1回の報告とすることについては異論はない。
支給対象については、会派に支給された後は会派内で適宜運用するというこゝで理解している。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 試行期間中は会派支給となることは了解している。数回に分けて報告することについては持ち帰りたい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 了承する。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 3か月に1回ということは、定例会ごとにとということだろうと思う。そのくらいの頻度で良いのではないか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 了承する。

榎本委員長

次に、■■■■さんの1基本方針の文言についてですが、■■■■さんのその後の検討はいかがでしょう。

■■■■ 文言の追加をやめ、当初の表現に戻すということでしょうか。

榎本委員長

文言の追加をやめると、どのような表現となるのか。

森田局次長

基本方針に記載してある太字の部分「川口市議会議員（以下「議員」という。）として調査研究を行ない、その結果を市民に還元するものである、」が追加したところであるので、この部分を抜くと「政務調査費は、川口市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として支給されるものである。」となる。

榎本委員長

ただいまのとおりでよろしいでしょうか。

— 各会派了承 —

森田局次長 たゞいまの文中の「川口市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」について、同条例名はこの部分にしか出てこないため、（以下「条例」という）の部分を削除させていただきたい。

－ 各会派了承 －

榎本委員長 それではそのように決定させていただきます。

次に、■■■■さんの1、■■■■さんの9海外視察について、■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 海外視察に行かなければならないということではないが、必要があれば良いのではないかということである。行きたいときには行けるということにしておけば良いのではないか。

榎本委員長 ■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 気持ちは理解できるが、文言は入れないということにしたい。

榎本委員長 たゞいまの発言を受けて、いかがでしょうか。

■■■■ 政務調査費の目的に照らして合致していれば良いのではないか。海外視察をあえてうたっていないということは、逆に必要があれば良いと取ることもできる。

■■■■ 先進都市の先進とは何かというところで、文言を入れるとか、入れないとかという議論にしない方が良い。

■■■■ 事務局としてはどのように考えているのか。

森田局次長 返答に窮する問いであるが、仮に政務調査費による海外視察を認めた場合、川口市議会海外視察実施要綱との兼ね合いを考える必要がある。現状は、2期以上の議員が対象で、1任期中1回と規定しているが、政務調査費で認めた場合、この制限を外して行っていただくこととなるが、この場合は公費による海外視察はなくすることになるのではないかと認識を持っている。

■■■■ 前回、必要があれば議会で議決して海外視察に行けば良いとの発言をしたが、公費をなくして政務調査費で行くということに決めてしまうのは影響が大きいのではないのか。経費の面だけを考えれば、今の事務局の考え方になるのであろうが。

■■■■ これまでも小委員会で議会費削減の議論をしてきた。視察の自粛という流れの中で政務調査費で認めるのであれば、議会費は削っても良いのではないか。

■■■■ 表現の仕方の問題である。海外とは書かずに、先進都市の中に包含させれば良いのではないか。公費での海外視察は、本会議において報告をするが、一方はしないこととなり、性質が異なるものとする。

あえて、海外をうたわないということで良いのではないか。

国内外を問わず、必要があれば視察することは良いのではないか。公費の視察は別のものと考えている。政務調査費で行う場合の条件をしっかりと決め、公費も残す。

表記の仕方という観点で話をまとめてはどうか。

海外という文言にこだわっている訳ではない。

海外視察にも使えるということで良いのか。

先進都市の中には、海外の先進都市も含んでいるという認識を持っている。

榎本委員長 この件に関しましては、海外視察という文言は入れないということで決定したいと存じます。

次に、**〇〇〇**さんの5領収書の保管方法についてはいかがでしょうか。

事務局としては、この使途運用基準の中でどのように考えているのか説明を受けた上で議論したい。

森田局次長 領収書の写しを収支報告書とともに提出していただき、それをファイリングして保管する。

条例が改正された後、請求があれば公開していくこととなる。

領収書の原本については、各会派において関係帳簿とともに保管していただきたい。

榎本委員長 ただいまの説明を受けて、**〇〇〇**さんいかがでしょうか。

領収書は事務局で保管するのか。

森田局次長 報告書に添付するものが領収書の写しであれば、原本は各会派で保管していただき、請求があった場合、事務局に提出された領収書の写しと収支報告書を公開することとなる。事務局に原本が提出される場合においては、各会派で写しを保管していただくこととなる。

榎本委員長 **〇〇〇**さんいかがでしょうか。

領収書の保管期間は5年間で良いのではないか。これを各会派で保管するという形で良い。

榎本委員長 **〇〇〇**さんいかがでしょうか。

議員の任期や一貫性を考えて、保管期間は5年間で良いのではないか。

方法等については、事務局の説明で了承する。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 説明のとおりで結構である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 説明のとおりで結構である。

榎本委員長

それでは、ただいまの協議のとおり決定させていただきます。
次に、個人情報の取り扱いについてですが、■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ この件は、既に終結しているとの認識を持っているが、個表ではなく、支出報告書で対応すれば良いと考えている。

榎本委員長

それではよろしいでしょうか。

■■■■ 個表を使用するということを前提とすると、今の理解では違うのではないか。

■■■■ 個表は、視察等に行った場合に使用するのではないのか。

森田局次長

開示する対象文書に個人情報が記載されている場合はマスキングして開示することになると考えている。

■■■■ 市民からの陳情を受けた場合も、全て個表を使用するのか。

森田局次長

別表2の支出報告書は、当初、領収書を添付できない支出について報告していただく様式として提案したが、もっと詳細なものが必要ではないかとの本小委員会の議論を受けて個表を作成したもの。領収書の添付が出来ない支出についても、個表で報告していただくため、別表2支出報告書は不要であると、先ほど決定している。個表の記載例はあくまでも目安である。

■■■■ そうなると、やはり個人情報に配慮する必要がある。

■■■■ マスキングされないような書き方をすれば良いのではないか。

■■■■ 会計処理方針の(2)証拠書類の整備に、「領収書等を添付することが困難な場合は「政務調査費支出報告書」(別表2)をもってこれに代えることができる。」と記載されていることから、領収書が添付できない支出については別表2を使い、視察については個表を使うという認識でいた。

森田局次長

当初は、領収書の添付できない支出について別表2を使う予定であったが、新たに個表を作成し、領収書の添付できない支出についても個表に記載していただく

め、別表2を廃止したものである。

使途運用基準（案）中の指摘の部分については、次回までに変更することとなる。

全ての支出に個表を用いるとなると、大変な量になるのではないか。

膨大な量になると考えるより、二度手間にならないと理解した方が良い。

公開された情報にマスキングされた部分があると、余計に消された部分を見たく
なってしまう。個表を記載する際に気をつければ良いのではないか。

個表を記載する際に、議員の認識で個人情報については、こと細かに書かないよ
う配慮すれば良いということに理解する。

榎本委員長

それではただいまの協議のとおりお願いいたします。

次に、■■■■さんの6カード決済についてであります。政務調査費が現金支給
されているという点、また、年度またぎの問題などが考えられますが、いかがでし
ょうか。

■■■■さんいかがでしょうか。

現在、政務調査費は現金で支給されている。それを、常に持ち歩いて使うか、使
った後に清算するという方法があるが、カード社会と言われる中、今後は、カード
での決済ということはある。有効な方法があれば良いのではないか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

個人的にはカードを使っていないので良く分からないが、カード社会であるので、
使えた方が良いのではないか。

月ごとにまとめて請求が来る。請求の内容として記載されている項目の該当箇所
にマークするなどすれば、どの部分に使用したかは確認できる。

政務調査費は会派に支給されることから、会派でカードを作れば良いのではない
か。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

カードを持っていないので、システムの理解に苦しむが、年度をまたぐというこ
とや、公私の区別がつきにくいなどの問題がある。会計年度は3月をもってしめる
こととなっている。そういう点を崩すのはいかがかと思う。

カードの世の中だということは分かるが、具体的には理解できない。しかし、カ
ードを認めないことで活動に支障をきたすとなると、それも問題であるので配慮し
なければならないと思う。

具体的な例として、インターネット上で書籍を購入する場合などがある。様々な
書店に足を運ぶ時間がなくても、居ながらにして必要な書籍を購入できる。通常の

書店より安価で購入できる場合もある。

課題としては、個人の口座でやって良いのかという点があるが、使途について証明することはできる。利便性を考えるとカード決済を可能としたい。

年度またぎの問題については、年度末近くの支出については、前出ししておいて、確認が取れた場合認めるなどの方法で対応できれば、非常に便利になる。

榎本委員長

その他の問題として、カードの場合ポイントが付くということがございます。カードの利用金額に応じて商品券と引き換えできるシステムなどがあり、この点をどう整理するのかという問題があります。ポイント等の特典を完全に放棄するということが可能なのか、また、そのことを証明できるのかなど難しい問題でございます。また、カードでお金を借りることもできます。こういう点にも配慮して議論していただきたいと存じます。

カードに馴染んだ人が多く、今後も増えると思う。議員にもそういう人たちが増えてくると思う。

カードで支出したとしても、明細で確認できる。年度またぎの問題も、カードの場合は2月の支出でしめるなど、使い方を工夫すれば良いのではないか。

試行期間を設けることから、一度試してみてもどうか。支出を証明できる書類があれば認めていただき、試行期間中に支障が出た場合、再度検討するというようにしてはどうか。

榎本委員長

各会派のご意見を伺いましたが、これを受けて〇〇さんいかがでしょうか。

これから、試行しながら考えれば良いのではないか。

榎本委員長

〇〇さんいかがでしょうか。

了解した。

榎本委員長

〇〇さんいかがでしょうか。

飲み込めないが、了承する。

榎本委員長

〇〇さんいかがでしょうか。

きちんと証明できるものがあればいいのではないか。これは、カード決済についての議論であるが、今後、携帯電話、パソコンなどの様々な電子決済が普及してくると思われるので、そういう全体的な議論をしていかないといけない。

榎本委員長

カード決済も認めると盛り込むことでよろしいでしょうか。

文言として盛り込まなくても、使えるということで良いのではないか。

榎本委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

本日は、日当の取扱いについて、政務調査報告書（個表）等について、基本方針の文言について、海外視察について、領収書の保管方法について、カード決済については各会派意見の一致を見ておりますので、協議のとおり決定させていただきます。

また、領収書の添付について、交付の対象については持ち帰り検討となっております。

森田局次長

先ほど、[REDACTED]から発言があった、さいたま市の1件50,000円とした根拠については、政治資金規正法第11条「1件5万円以上のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴す」という規定及び、他の政令指定都市の例を参考として50,000円としたとのことである。

榎本委員長

それでは、ただいまの協議のとおりご了承承願います。

なお、持ち帰りとなった項目につきましては、本日の意見を踏まえ、次回までに検討をお願いいたします。

最後に、次回の日程につきましては、平成19年2月5日（月）、午後1時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第16回「議会改革小委員会」を閉会いたします。本日は、たいへんご苦勞さまでした。

閉 会 午後 2時45分